

鳥取市地域コミュニティ育成支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地域コミュニティ育成支援事業交付金（以下「本交付金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、住民の自主性及び主体性に基ついた、町内会等による地域活動及びそれを支える町内会設備の整備、まちづくり協議会を組織する団体の育成及び地域コミュニティ計画による地域の身近な課題解決に向けた取組を支援することにより、地域コミュニティの充実・強化を図り、住民と行政との協働のまちづくりの実現に資することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町内会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体で鳥取市自治連合会に加盟しているもの又は市長がこれに類すると認める団体をいう。

(2) まちづくり協議会

地区公民館の設置区域を単位とし、地域住民や各種団体等が地域の身近な課題解決に向けた取組を行うことを目的に組織される協議会をいう。

(3) 地域コミュニティ計画

地区公民館の設置区域を範囲とし、まちづくり協議会が地域のコミュニティ活動等の活性化を図るため策定する地域づくりの目標や課題解決に向けた取組等を盛り込んだ計画をいう。

(4) 協働による芝生化

まちづくり協議会が実施主体となり、市がそれを支援する低コストの芝生化をいう。

(補助対象事業等)

第4条 本交付金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助事業者及び補助対象経費は、それぞれ別表で定めるところによるものとする。ただし、国又は地方公共団体から別の補助金等を受けて実施する事業は除く。

(補助対象期間)

第5条 補助の対象となる期間は、本交付金の交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付金の算定等)

第6条 本交付金の額は、別表で定めるところにより、補助対象事業に係る補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内で算定し、限度額及び予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行うものとする。

2 規則第4条に規定する申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別表に掲げる事業のうち、コミュニティ活動支援事業にあつては様式第1号、コミュニティ活動支援事業以外の事業にあつては様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本交付金の増額

(2) 本交付金の2割を超える減額(コミュニティ活動支援事業を除く。)

(3) 補助対象事業を2以上の町内会が合同で実施する場合におけるその構成町内会の変更

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(概算払)

第10条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本交付金は、概算払により交付できるものとする。ただし、別表に掲げる事業のうち、コミュニティ活動支援事業にあつては、交付決定額が30万円未満のものを除く。

(実績報告)

第11条 規則第12条に規定する実績報告は、補助対象事業の完了の日から起算して1か月を越えない日又は当該交付金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別表に掲げる事業のうち、コミュニティ活動支援事業にあつては様式第3号、コミュニティ活動支援事業以外の事業にあつては様式第4号によるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本交付金について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月2日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

様式第1号（第7条関係）

鳥取市地域コミュニティ育成支援事業 実施計画書
（コミュニティ活動支援事業）

1 町内会等

町内会等の 名 称		代表者 氏 名	
代表者住所 〒 鳥取市		電話番号	() -
		世帯数	(年 月 日現在) 世帯

2 事業計画

事業名		
実施場所		
事業内容	事業目的 及び効果	
	実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	具体的 な内容	
	その他 特筆 すべき 事項	

※ 事業概要がわかる資料があれば添付してください。

3 収支予算

①収入の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
助成金		鳥取市地域コミュニティ育成支援事業交付金
自己資金		
その他 (参加費 等収入)		
合 計		

②支出の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
合 計		

※ この収支予算は、単年度の予算を記入してください。

鳥取市地域コミュニティ育成支援事業 実施計画書
 （まちづくり協議会運営助成事業・協働のまちづくり助成事業
 協働のまちづくり特別支援事業・協働による芝生化推進事業）

1 団体名等

団体の名称		代表者 氏 名	
代表者住所 〒 鳥取市		電話番号	() -
		地 区 公民館名	地区公民館

2 事業計画

	事業名	
	実施場所	
事業内容	事業目的 及び効果	
	実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	具体的 な内容	
	その他 特 筆 す べ き 事 項	

※ 事業概要がわかる資料があれば添付してください。

3 収支予算

①収入の部

費目	金額(円)	内訳
助成金		鳥取市地域コミュニティ育成支援事業交付金
自己資金		
その他 (参加費 等収入)		
合計		

②支出の部

費目	金額(円)	内訳
合計		

※ この収支予算は、単年度の予算を記入してください。

鳥取市地域コミュニティ育成支援事業 実施報告書
 （コミュニティ活動支援事業）

1 町内会等

町内会等の 名 称		代表者 氏 名	
代表者住所 〒 鳥取市	電話番号	() -	
	世帯数	(年 月 日現在) 世帯	

2 事業実績

事業名		
実施場所		
事業 内 容	事業目的 及び効果	
	実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	具体的 な内容	
	その他 特筆 すべき 事項	(参加者の反響など)

※ 事業概要がわかる資料があれば添付してください。

鳥取市地域コミュニティ育成支援事業 実施報告書
 （まちづくり協議会運営助成事業・協働のまちづくり助成事業
 協働のまちづくり特別支援事業・協働による芝生化推進事業）

1 団体名等

団体の名称		代表者 氏名	
代表者住所 〒 鳥取市		電話番号	() -
		地区 公民館名	地区公民館

2 事業実績

	事業名	
	実施場所	
事業内容	事業目的 及び効果	
	実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	具体的な内容	
	その他 特筆 すべき 事項	（参加者の反響など）

※ 事業概要がわかる資料があれば添付してください。

3 収支決算

①収入の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
助成金		鳥取市地域コミュニティ育成支援事業交付金
自己資金		
その他 (参加費 等収入)		
合 計		

②支出の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
合 計		

- ※ 事業が複数年にわたる場合でも、単年度毎の収支決算を記入してください。
- ※ 経費内訳のわかる領収書等（コピー可）を添付してください。
- ※ 事業実施工程・全体が把握できるように写真を複数枚添付してください。